

事務連絡
令和元年 12 月 19 日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

第9次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習会開催の周知（依頼）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、第9次粉じん障害防止総合対策を策定し、「第9次粉じん障害防止総合対策の推進について」（平成30年2月9日付け基発0209第2号）（別添1）にて特段のご配慮をお願いしたところです。

今般、第9次粉じん障害総合防止対策の重点事項に関して粉じん作業のある事業場の事業者を対象に、厚生労働省の委託事業で講習会を令和2年1月、2月に全国7カ所で開催予定です。

つきましては、貴団体におかれましても、第9次粉じん障害総合防止対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対して本講習会の周知を図るよう特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。また、本講習会の周知につきましてはリーフレット（別添2）を送付させていただきますので、合わせてご了承下さい。



基発 0209 第 2 号
平成 30 年 2 月 9 日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)との一体的運用を図るため、これまで 8 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところで

す。その結果、昭和 55 年当時、6,842 人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、平成 28 年には 122 人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、引き続き、第 9 次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。